二二七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　二　92　二
二二八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　九　二
二二九―二三三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　96　一
二三四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　96　二
二三五―二三八　原戸籍の一部が滅失した件　一三　六
二三九　除籍が滅失した件　一三　六
二四〇　戸籍が滅失した件　一三　六
二四一　日本国に帰化を許可する件　一三　六
二四二―二四七　原戸籍の一部が滅失した件　一六　二
二四八　日本国に帰化を許可する件　一七　一
二四九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一八　三
二五〇　難民認定証明書が効力を失った件　一九　二
二五一　登記回復に関する件　一九　二
二五二―二五五　除籍の一部が滅失した件　二〇　二
二五六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　三
二五七　除籍の一部が滅失した件　二三　二
二五八　原戸籍の一部が滅失した件　二四　一
二五九　戸籍の一部及び除籍の一部が滅失した件　二四　二
二六〇　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　二四　二
二六一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二五　一
二六二　日本国に帰化を許可する件　二五　一
二六三　土地家屋調査士法第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件の一部を改正する件　二六　二
二六四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二六　二
二六五―二六七　除籍の一部が滅失した件　二七　三
二六八　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　二七　三
二六九　日本国に帰化を許可する件　二七　四
二七〇　〃　三〇　二
二七一　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第四条第一項に規定する業務を行う者として指定した者の主たる事務所の所在地を変更する件　三〇　三
二七二―二七三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　三一　四
二七四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　三二　四